

## 下水汚泥肥料の公共施設における利用促進について

下水処理の過程で発生する下水汚泥の肥料利用は、循環型社会の構築に資するとともに、肥料の国産化と安定的な供給により、食料安全保障の強化にも貢献する取組です。特に「食料安全保障強化政策大綱」（令和4年12月27日 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部決定）においては、2030年までに、下水汚泥資源・堆肥の使用量を倍増し、肥料の使用量（リンベース）に占める国内資源の利用割合を40%まで拡大する旨が示されるとともに、「循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ」（令和6年12月27日循環経済に関する関係閣僚会議決定）においても、循環経済への移行に向けた施策の一つとして位置づけられ、公共施設における利用促進に向けた普及啓発等を実施する旨が示されたところです。

国土交通省上下水道審議官グループでは、農林水産省及び地方公共団体の下水道部局、農政部局等と連携し、下水汚泥の肥料利用の拡大に向けた取組を進めているところです。上記の政府の方針を踏まえ、より一層の利用拡大を図る必要があります。

つきましては、施設管理者におかれては、公園等の公共施設の維持管理や法面の緑化等の公共工事の実施にあたり、下記の情報を参考に、下水汚泥肥料の効果や社会的意義についてご理解いただき、その利用についてご配慮いただくようお願いいたします。

## 記

## 1. 下水汚泥肥料の概要及び公園や緑地における活用事例について

今般、下水汚泥肥料の公共施設における利用推進に向けて、特徴や安全性、公園や緑地における活用事例等をまとめたパンフレットを本年4月に公表しましたのでご覧ください。

- ・GARDEN 下水道 -公園や緑地における下水汚泥肥料の活用に向けて-

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo\\_sewerage\\_tk\\_001004.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/mizukokudo_sewerage_tk_001004.html)

## 2. 近傍の下水処理場で生産される下水汚泥肥料の利用について

下水汚泥肥料はホームセンター等を通じて各地で販売されている一方、無償配布または販売している下水処理場も増加しています。下水汚泥肥料を入手可能な主な下水処理場の一覧については以下に掲載しています。

- ・下水汚泥肥料を入手可能な下水処理場の一覧

[https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/gesui\\_hiryuu.html](https://www.mlit.go.jp/mizukokudo/sewerage/gesui_hiryuu.html)

## 3. 環境物品等の調達に関する基本方針における位置づけについて

下水汚泥肥料の中でも、一定以上の肥料成分を含むなどの基準を満たす下水汚泥コンポストについては、特定調達品目として「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律」（グリーン購入法）に基づく環境物品等に位置づけられています。

環境物品等となる下水汚泥コンポストの詳細については、以下のURLから最新の「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」をご確認ください。

- ・環境物品等の調達の推進に関する基本方針

<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

#### 4. 関連 HP について

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）に関する関係閣僚会議（第2回）

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/dai2/gijisidai.html>

- 循環経済（サーキュラーエコノミー）への移行加速化パッケージ

<https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/economiccirculation/pdf/honbun.pdf>

- 食料安全保障強化政策大綱（改訂版）

<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/nousui/pdf/20231227honbun.pdf>

<問合せ先>

国土交通省水管理・国土保全局 上下水道企画課  
企画専門官 末久、課長補佐 尾崎、係長 吉松  
TEL：03-5253-8691